

豊中市新生児の先天性風しん症候群予防のための風しんワクチン等予防接種費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市における、新生児の先天性風しん症候群予防のための風しんワクチン等予防接種費用助成事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づく予防接種費用助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、個別接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されており、抗体検査の結果、別表第1に定める抗体価を十分に獲得していない者のうち、次の各号に掲げる者とする。ただし、平成26年度以降に本要綱の助成を受けたことがある者は除くとする。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) 妊娠を希望する女性のパートナー（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (3) 妊婦のパートナー（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- (4) 妊娠を希望する女性の同居人（妊娠を希望する女性と同じ住所の者）
- (5) 妊婦の同居人（妊婦と同じ住所の者）
- (6) 妊婦の里帰り先の家族

(接種者の費用負担)

第3条 予防接種を受けた者の自己負担はなしとする。ただし、第2条に該当しない場合は全額自己負担とする。

(実施方法)

第4条 この予防接種は、原則この要綱に基づいて協力する旨を承諾した市内の医療機関の医師（以下「協力医師」という。）と委託契約し、別表第2に定める予防接種を行うこととする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

- 2 協力医師は、予防接種を希望する者が第2条に該当するか確認後、予防接種を行うものとする。
- 3 協力医師は、予防接種者が第2条に該当する証として、当該接種者が提出した抗体検

査結果書類を次項の2の委託料請求時に添付するものとする。

(委託料)

第5条 市長は、第2条の規定により予防接種を行った協力医師に対し、別紙第2に定めのある委託料を支払うものとする。

2 協力医師は、別表第2に定める額に実施件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を乗じ1円未満を切り捨てた額を、予防接種した翌月に市長に請求するものとする。

(事業の実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(健康被害の救済)

第7条 健康被害が生じた場合は、本市予防接種事故災害補償要綱による救済制度の対象となるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

ただし、令和元年7月1日から適用するものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

検査方法	抗体価（単位等）
赤血球凝集抑制法（HI法）	16倍以下（希釈倍率）
酵素免疫法（EIA法）	8.0未満（EIA価） 30未満（国際単位（IU）/ml）
蛍光酵素免疫法（ELFA法）	45未満（国際単位（IU）/ml）
ラテックス免役比濁法（LTI法） ランピアラテックス RUBELLA（極東製薬工業株式会社）	30未満（国際単位（IU）/ml）
ラテックス免役比濁法（LTI法） ランピアラテックス RUBELLA II（極東製薬工業株式会社）	35未満（国際単位（IU）/ml）
化学発光酵素免疫法（CLEIA法）	14未満（抗体価） 45未満（国際単位（IU）/ml）
蛍光免疫測定法（FIA法）	3.0未満（抗体価AI） 30未満（国際単位（IU）/ml）
化学発光免疫測定法（CLIA法）	25未満（国際単位（IU）/ml）

別表第2

ワクチンの種類	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン 0.5 ミリリットル
予防接種を実施した時の単価 (消費税及び地方消費税を含む)	10,351 円
予防接種の申し出があったが、実施不可 だったときの単価 (消費税及び地方消費税を含む)	3,223 円